

都立施設改革のさらなる展開

～利用者本位のサービスの徹底を目指し、都立施設改革を一層推進～

これまでの取組・施設をめぐる状況

- 「福祉サービス提供主体の改革への取組について」（平成 14 年 7 月）
22 施設について、平成 19 年度に向けた改革の基本方針を提示
- 福祉保健局の発足（平成 16 年 8 月）
➡ **都立「福祉」施設改革から、「都立施設改革」へと実施施設を拡大し、改革を一層前進させることが必要**
- 指定管理者制度の本則適用（平成 18 年度）
公の施設の管理を、民間事業者にも委託することが可能に。管理委託施設については、法に基づいて受託者を指定
➡ **法定直営施設を除き、今後の運営方法の検討が必要**
- 地域生活を支えるサービス基盤の充実
従来、施設の中で提供されていたサービスを、地域で提供し、利用するしくみが整備されるなど、施設以外のサービス基盤が充実
➡ **施設の役割・サービス提供のあり方等の見直しが必要**

こうした状況を踏まえ、各施設について、中期的な方針と当面の取組を示す

基本方針

利用者本位のサービス徹底のため、民間でできることは、民間に委ねる

対象施設

福祉保健局所管の公の施設等80施設

計画期間

平成21年度までの展開を提示

高齢者施設

現 状

【ナーシングホーム（特別養護老人ホーム・介護老人保健施設）】

- 都立ナーシングホームは、民間施設が不十分な時代に、在宅で十分な看護と介護を受けることができない高齢者に対し、リハビリテーションや認知症の専門的ケアなどを提供する施設として、重要な役割を果たしてきました。
- しかし、高齢化の進展に伴うニーズの増加に対応するため、民間の施設整備を促進した結果、現在では、都立施設の入所定員シェアは大きく減少しています。
- また、平成12年4月からの介護保険制度の実施を契機に、介護サービスの確保については、保険者である区市町村の役割として明確化されました。
都は、広域自治体として、区市町村や民間事業者と連携・協力しながら、介護基盤を整備していくことが求められています。
- 板橋及び東村山ナーシングホームは、従前から課題となっていた居住環境の改善に向けて大部屋解消を進めながら、定員規模の縮小を図っています。

【養護老人ホーム】

- 介護保険制度の開始や他の福祉施策の充実により、入所者及び待機者の中には、地域での生活が期待できる人も多くなっています。
都内の入所待機者数も、近年は減少傾向にあります。
- また、介護が必要な入所者の増加を踏まえ、平成18年4月から、入所者の介護保険サービス利用が可能となります。
- 平成16年4月には、吉祥寺・大森の二つの都立養護老人ホームを民間移譲しましたが、順調に運営されています。
- 現在、板橋老人ホームについて東村山老人ホームへの統合を進めるとともに、東村山老人ホームについては、居室改善を進めながら、定員規模を縮小しています。

【老人医療センター】

- 老人医療センターは、高齢者の高度専門医療を行うモデル病院として、高齢者の生活の質の向上を第一義とした医療を提供してきました。

- 高齢化が一層進行する中で、今後も、これまで取り組んできた高齢者医療の一層の充実と普及拡大を図っていくことが求められています。

ナーシングホーム及び養護老人ホームは、介護保険制度の定着による環境の変化や他施策の充実等を踏まえ、民間の力を活用しながら、改革を進めていきます。

ナーシングホーム

- 介護保険制度の実施、民間におけるサービス提供の充実等を踏まえ、都は、介護サービスを支える人材育成、選択に必要な情報提供など、サービス基盤の整備へと役割の重点を移し、都直営のナーシングホームについては、民間移譲など民間の力を活かした運営形態へと転換します。
- 板橋ナーシングホームについては、板橋キャンパス全体のあり方とあわせて方針を策定し、改革を実施します。
- 東村山ナーシングホームについては、入所者の状況等を踏まえ、民間移譲などの改革を実施します。

【21年度までの展開】

- 板橋ナーシングホームについては、引き続き、居室改善を進めながら、大規模かつ老朽化した施設の現状を踏まえた上で、民間の力を活かした運営形態への転換に向けて、早期に検討を進めていきます。
- 東村山ナーシングホームについては、施設の定員数を見直した上で、平成20年度以降に民間移譲することを前提として、改革の手法等の検討を行います。
検討結果に基づき、早期に改革を進めていきます。

養護老人ホーム

- 養護老人ホームにおいて介護保険サービスの利用が可能になるなどの状況変化や、高齢者が地域で安心して生活できる環境整備の状況を踏まえ、都立養護老人ホームについては、養護老人ホーム全体のあり方を検討した上で、改革を実施します。

【21年度までの展開】

- 板橋老人ホームは、平成18年度末までに、東村山老人ホームへの統合を完了し、廃止します。
- 東村山老人ホームについては、平成18年度に検討会を設置し、養護老人ホーム全体のあり方を検討した上で、方針を策定します。
平成19年度以降、具体的な改革を進めていきます。

老人医療センター

- 老人医療センターが高齢者医療に果たしている役割や地域の医療ニーズなどを踏まえ、今後のあり方について方針を策定し、改革を実施します。
- 方針策定にあたっては、板橋キャンパス全体の将来像など、関連施設のあり方も含めて検討します。

【21年度までの展開】

- 老朽化した施設の現状を踏まえた上で、板橋キャンパス全体のあり方も含め、早期に運営形態等について検討を進めていきます。

児童・母子婦人施設

現 状

【児童養護施設】

- 近年、家庭や地域の養育力の低下などに伴い、児童虐待など深刻な事態に至る例が増加しており、少子化にもかかわらず、社会的養護を必要とする子どもは増加傾向にあります。
- 本来、子どもは家庭により近い環境の中で成長することが望ましいことから、都は、社会的養護に占める家庭的養護（養育家庭、グループホーム等）の割合を高めるための取組を、積極的に推進しています。
- また一方で、被虐待児等きめ細かなケアが必要な子どもの割合が増加している今日、施設においては、心理職などのスタッフによる専門的支援の充実を図っています。
- これまで、都外施設については、定員規模を縮小する方向で見直しを行ってきましたが、社会的養護をとりまく現状から、都外・都内にかかわらず、施設定員の大幅な削減は難しい状況にあります。
- こうした状況を踏まえ、伊豆長岡学園と中井児童学園については、現行定員のまま民間移譲を行うこととし、現在、移譲に向けた準備を進めています。

【母子生活支援施設・婦人保護施設】

- 母子生活支援施設、婦人保護施設は、母子世帯や特定の事情を有する女性を対象として、自立を促進するための生活支援を行っています。
- これらは、それぞれ「児童福祉法」「売春防止法」に基づく施設ですが、両施設とも、平成 14 年の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行に伴い、夫やパートナーからの暴力（DV＝ドメスティック・バイオレンス）による被害者の受入れが増加しています。

- 都立母子生活支援施設は、都内全域を対象としていますが、多摩地域における民間施設等の設置状況から、現在は市町村の利用者を優先しています。
- 都立婦人保護施設は、事実上多摩地区の一時保護機能を担っていますが、需要の高まりにより、利用者が増加しています。

【児童会館】

- 東京都児童会館は、都における大型児童館として、多種多様な遊びの提供や良質なイベントの実施などにより、児童の健全育成に寄与してきました。
- しかし、児童会館が設置された当時は、わずか4か所であった地区児童館（区市町村が設置）の数は、現在では600か所を超えています。
- こうした地区児童館の設置状況を踏まえ、児童会館の機能やあり方について、根本から見直す必要があります。

【児童自立支援施設・婦人相談所】

- 児童自立支援施設は「児童福祉法」に、婦人相談所は「売春防止法」に基づく施設です。
- 両施設とも、現行法では、都道府県による設置、運営が義務付けられています。

児童養護施設については、養護需要や施設規模などを十分考慮したうえで、民間移譲を基本とした改革を進めていきます。

児童養護施設

- 民間法人が運営する児童養護施設においても、処遇困難児の受入れが進んでおり、これらの施設では、創意工夫を活かした質の高いサービスが提供されています。
- 都立児童養護施設については、民間の弾力的・効率的な施設運営による利用者サービスの向上を図るため、民間移譲を行います。
- 民間移譲にあたっては、養護需要を十分考慮したうえで、定員規模を適正に判断し、必要な対応を行います。
- 都内施設（品川景德学園、小山児童学園、むさしが丘学園、石神井学園）については、定員規模など具体的な検討を進めます。
- 都外施設（船形学園、八街学園、勝山学園、片瀬学園）については、養護需要に関する地元県との調整などにも十分配慮します。

【21年度までの展開】

- 都内施設、都外施設とも、具体的な方針を早期に策定し、第一期の指定期間が終了する平成21年度以降、条件の整った施設から、順次民間移譲を進めていきます。
- 定員規模が大きい石神井学園については、民間移譲に向けた方策について平成18年度中に検討し、その結果を踏まえ、平成19年度以降、具体的な改革を進めていきます。

母子生活支援施設・婦人保護施設及び児童会館については、区市町村や民間における同種の施設の状況等を踏まえながら、都立施設としてのあり方を見直し、民間移譲等も視野に入れて、抜本的な改革を進めていきます。

母子生活支援施設・婦人保護施設

- 母子生活支援施設（網代ホームきずな）及び婦人保護施設（新生寮）については、平成23年度を目途に民間移譲を行います。
- 母子生活支援施設については、施設利用者の状況や区市町村における緊急一時保護事業の実施状況、同種施設の設置状況等を踏まえながら、区市町村とも調整した上で民間移譲を行います。
- 婦人保護施設については、施設利用者の状況を踏まえるとともに、「売春防止法」と「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」における「一時保護」の取扱を整理した上で、民間移譲を行います。

【21年度までの展開】

- 母子生活支援施設については、定員規模や老朽化した施設の取扱い、区市町村における緊急一時保護事業の実施状況を踏まえた事業のあり方などについて検討を行い、平成19年度中に具体的な方針を策定します。
平成20年度以降、民間移譲に向けた準備を進めていきます。
- 婦人保護施設については、定員規模や一時保護の取扱いについて検討を行い、平成19年度中に具体的な方針を策定します。
平成20年度以降、民間移譲に向けた準備を進めていきます。

児童会館

- 児童会館については、「遊び」を通じた養育力の向上や子どもの健康の増進なども含め、都全域を対象として子育て支援を一体的に行うため、都立施設として必要な機能という視点から現行業務を整理した上で、新たに設置する「子ども家庭総合センター（仮称）」に移転統合します。

【21年度までの展開】

- 児童会館の現行業務のうち、都として必要な機能の検討を早急に進め、平成21年度に開設予定の「子ども家庭総合センター（仮称）」に移転統合します。

法定直営施設については、引き続き、都が直接運営していきませんが、今後の運営のあり方については、国の動向等を踏まえて検討を進めていきます。

児童自立支援施設

- 児童自立支援施設（誠明学園、萩山実務学校）については、児童福祉法施行令により、民間での運営が認められていないため、都が引き続き運営していきます。
- 現在、国において研究会が設置され、公設民営化についても検討が行われているため、その結果を踏まえ、今後の対応について検討します。

婦人相談所

- 女性相談センターは、「売春防止法」に基づく婦人相談所として、都道府県による設置・運営が義務付けられているため、都が引き続き運営していきます。

障害者施設

現 状

【知的障害者・身体障害者施設】

- 都立障害者施設は、民間の社会福祉施設が質・量ともに不足していた時代に、都全域を対象とした施設として設置され、障害者福祉の向上に大きく貢献してきました。
- 特に、民間施設では対応が困難であった最重度障害者を受け入れるうえで、都立施設は先駆的・専門的役割を果たしてきました。
- しかし、今日では、民間施設の整備が進み、都立施設のシェアは相対的に低くなってきています。
- また、民間施設においても、最重度・重度の障害者の受入れが進んでおり、都も、平成16年3月に「知的障害者更生施設認定制度」を創設、最重度障害者に対して適切な支援を行う民間2施設を、現在認定しています。
- さらに、平成15年4月からの支援費制度の導入に伴い、ホームヘルパーの利用が増加しているほか、都においては、平成15年度から開始した「障害者地域生活支援緊急3か年プラン」に基づいて、グループホームやショートステイの整備を促進しており、障害者の地域生活を支えるサービス基盤の整備が着実に進んでいます。
- こうした中で、平成16年に調布福祉園（知的障害者更生施設）を、平成17年には調布福祉作業所（心身障害者福祉作業所）を民間移譲しています。
- これらの施設においては、民間事業者ならではの創意工夫を活かし、新たなサービスの展開や地域住民との交流の活性化など、利用者サービス向上に向けた、さまざまな取組がなされています。
- また、利用者ニーズの薄れた用賀技能開発学院（身体障害者授産施設）については、平成14年度末に廃止しました。

- 平成17年10月に、障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、知的・身体・精神という障害の種別を超えて障害者サービスを一元的に提供することを目的とした「障害者自立支援法」が成立し、平成18年4月に施行されます。
- 現在の障害者サービスは、全て、新たな施策体系に移行することになり、都立障害者施設についても、「障害者自立支援法」に照らして、改めてそのあり方を見直すことが求められています。
- なお、障害児の入所施設の新体系への移行については、概ね5年後の施行を目途に3年以内に結論を得るとされていることから、国の動向を踏まえた対応が必要です。

【療育施設】

- 療育施設は、重症心身障害児・者や肢体不自由児に対して福祉と医療の両面からケアを提供する施設で、都立施設では、時代のニーズに応じた施設整備等を行いながら、重症かつ入所の必要度の高い児童を受け入れてきました。
- 医療が著しく進歩した現在、こうした療育施設を整備するには、医師や医療スタッフの確保、設備整備など、初期投資に多大な努力を要することから、民間法人の参入がなかなか進まない状況にあります。
- その一方で、都内には、都立施設と同様に重症心身障害児の療育に取り組んでいる民間法人があり、それぞれに実績をあげています。
- 東大和療育センター及び平成17年12月に開設した東部療育センターについては、指定管理者制度に基づいて民間法人に運営を委託しています。
- こうした中で、既存の都立施設についても、より効率的な運営のあり方について検討することが求められています。
- 昨年10月に成立した「障害者自立支援法」では、障害児の入所施設の新体系への移行については、今後3年をかけて検討することとされているため、国の動向を踏まえて検討することが必要です。

【心身障害者福祉センター・精神保健福祉センター】

- 心身障害者福祉センターは、「身体障害者福祉法」及び「知的障害者福祉法」により都道府県に設置が義務付けられている身体・知的障害者更生相談所です。

- 精神保健福祉センターは、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」により、精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るため、都道府県が設置することとされています。

- 両センターとも、引き続き都が直接運営していきませんが、「障害者自立支援法」の成立により、身体・知的・精神の三障害に関する総合的な相談機能が求められているため、今後のあり方について検討する必要があります。

都立障害者施設をめぐる状況が大きく変化する中で、民間施設におけるサービス提供、地域生活を支えるサービス基盤の整備の状況等を踏まえ、改革を進めていきます。

知的障害者更生施設（知的障害児施設含む）

- 民間施設の整備が進み、「知的障害者更生施設認定制度」などサービス水準を確保するしくみも整備されてきたことから、「障害者自立支援法」による新たな施策体系への移行も踏まえ、条件の整った施設から、順次民間移譲を行います。
- 民間移譲にあたっては、各施設の入所者のニーズや施策体系、定員規模等を踏まえ、必要な対応を行います。
- 知的障害児施設（東村山福祉園、七生福祉園、千葉福祉園）については、新体系への移行について3年以内に結論を得るとされていることから、国の動向も踏まえて、施設のあり方や運営方法等を総合的に検討します。

【21年度までの展開】

- 練馬福祉園は平成18年度、日の出福祉園は平成19年度に民間移譲を行います。
- 小平福祉園は、平成21年度を目途に民間移譲を行います。
- 定員規模の大きい八王子福祉園、七生福祉園及び千葉福祉園については、指定期間も踏まえて、民間移譲の手法を検討し、方針を策定した上で、民間移譲に向けた条件整備を進めていきます。
- 知的障害児施設については、「障害者自立支援法」における新体系が平成20年までに明らかになるため、新体系が施行される平成22年度までに方針を決定し、改革に着手します。

身体障害者療護施設

- 身体障害者療護施設については、民間施設における重度者の受入れ状況を踏まえつつ、施設のあり方等も含めて民間移譲の手法について検討を行い、条件の整った施設から、順次民間移譲を行います。

【21年度までの展開】

- 多摩療護園は、平成21年度を目途に民間移譲を行います。
- 日野療護園、清瀬療護園については、指定期間も踏まえ、平成19年度までに具体的な方針を策定し、民間移譲に向けた条件整備を進めていきます。

身体障害者授産施設

- 身体障害者授産施設については、利用者の状況などを踏まえ、施設のあり方を見直した上で、施策体系の変更や運営面での統合等を進め、順次民間移譲を行います。

【21年度までの展開】

- 大泉、練馬就労支援ホームについては、指定期間中に運営面での統合を図り、その成果を検証した上で、平成23年度の民間移譲に向けて条件整備を進めていきます。
- 清瀬喜望園については、指定期間も踏まえ、平成19年度までに具体的な方針を策定し、民間移譲に向けた条件整備を進めていきます。

身体障害者更生施設

- 身体障害者更生施設については、利用者の状況や、ニーズの変化等を踏まえ、施策体系の変更や対象拡大など施設のあり方そのものの見直しも含め、民間移譲等幅広い視点から検討を行い、改革を実施します。

【21年度までの展開】

- 視覚障害者生活支援センター及び聴覚障害者生活支援センターについては、指定期間も踏まえ、平成19年度までに具体的な方針を策定し、民間移譲に向けた条件整備に着手します。
- 清瀬園については、施策体系の変更や他施設との統合も含め、施設のあり方を検討し、早期に改革に着手します。

肢体不自由者自立ホーム

- 肢体不自由者自立ホーム（八王子自立ホーム）については、利用者の高齢化・重度化など、施設の実態を踏まえ、施策体系の変更や対象の拡大など、施設のあり方を見直した上で、民間移譲を行います。

【21年度までの展開】

- 指定期間も踏まえ、平成19年度までに具体的な方針を策定し、民間移譲に向けた条件整備に着手します。

知的障害者通勤寮

- 地域生活への移行を促進する上で、一定の役割を担うことが期待される知的障害者通勤寮（江東、大田、葛飾、豊島、立川、町田通勤寮）については、新たな施策体系における位置づけを整理した上で、民間移譲に向けた運営のあり方を検討し、条件が整った施設から順次民間移譲を行います。

【21年度までの展開】

- 指定期間を踏まえ、早期に方針を策定し、平成21年度までに民間移譲に向けた条件整備に着手します。

障害者スポーツセンター

- 国の要綱により、都道府県が設置することとされている障害者スポーツセンター（総合及び多摩）については、他県の類似施設の状況や、近県からの利用実態等を把握したうえで、適正な利用者負担のあり方について検討します。

【21年度までの展開】

- 利用者負担のあり方などについて検討し、第一期の指定期間を踏まえ、平成21年度までに方針を策定します。

障害者福祉会館

- 障害者福祉会館については、業務内容を検証し、区市町村における代替機能を調査・把握した上で、施設のあり方について検討します。

【21年度までの展開】

- 施設の老朽化等も考慮してあり方について検討し、平成19年度までに方針を策定します。

生活実習所・福祉作業所

- 生活実習所及び福祉作業所については、所在市との調整を進め、条件が整った施設から、順次民間移譲を行います。

【21年度までの展開】

- 府中、東村山、町田、昭島生活実習所及び立川福祉作業所については、平成18年度に民間移譲を行います。
- 小金井、八王子生活実習所及び武蔵野、青梅、八王子福祉作業所についても、所在市との調整を進め、早期に民間移譲を行います。

身体障害者福祉工場

- 身体障害者の就業の場として、現在、民間法人に運営委託している身体障害者福祉工場（葛飾、板橋、大田福祉工場）については、利用者との雇用契約や新たな施策体系等も踏まえて条件整備を進め、民間移譲を行います。

【21年度までの展開】

- 民間移譲を行う方向で、早期に運営方法の見直しを進めます。

療育施設については、新たな事業体系における位置づけや民間法人の活用を含め、あり方について見直しを進めていきます。

療育施設

- 各施設における入所児（者）の状況や人材確保、民間におけるサービス提供の状況、新たな施策体系における位置づけ等を踏まえ、将来的な民間移譲等も視野に入れて、指定管理者制度の導入など、民間の力の活用を進めます。
- 超重症児を中心とする府中療育センター、肢体不自由児への対応など複合的な性格をもつ北療育医療センターについては、当面は直営で運営しながら、指定管理者制度による運営委託も含め、民間資源の育成、施設種別の見直し、運営の効率化などについて検討します。
- 平成17年12月に開設した東部療育センターについては、第一期の指定期間終了後の運営のあり方について検討します。

【21年度までの展開】

- 北療育医療センターの城南分園については、平成20年度の指定管理者制度導入に向けて、条件整備を進めていきます。
- 東大和療育センターについては、平成20年度までに具体的な方針を策定し、指定期間を踏まえ、平成22年度までに改革に着手します。
- 府中療育センターについては、建物の老朽化も踏まえ、施設の改築・改修等、平成20年度までに、具体的な方針をキャンパス全体の整備にあわせて策定します。
- 北療育医療センター及び多摩療育園については、平成20年度までに新たな施策体系を踏まえた方向性を策定し、施策体系の見直し等、可能なものから改革を実施していきます。

心身障害者福祉センター及び精神保健福祉センターについては、障害者自立支援法の趣旨を踏まえ、今後のあり方について検討し、改革を進めていきます。

心身障害者福祉センター・精神保健福祉センター

- 心身障害者福祉センター（本所、多摩支所）及び精神保健福祉センター（中部総合、多摩総合、精神保健福祉センター）は、「身体障害者福祉法」、「知的障害者福祉法」、及び「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」により都道府県設置が義務付けられているため、都が引き続き運営していきます。
- 「障害者自立支援法」の成立により、身体・知的・精神の三障害に関する総合的な相談機能が求められているため、両センターの機能強化や今後のあり方について検討し、改革を実施します。
- 心身障害者福祉センターに併設している肢体不自由者更生施設については、他施設への機能移転や統合などを含め、将来の運営形態等を検討し、改革を実施します。

【21年度までの展開】

- 心身障害者福祉センター及び精神保健福祉センターについては、平成18年度の早期にあり方の見直しを行い、改革に着手します。
- 肢体不自由者更生施設については、他施設への機能移転や統合、民間移譲等を視野に入れ、運営のあり方を検討し、平成18年度早期に具体的な方針を策定します。

医療施設・看護専門学校等

現 状

【リハビリテーション病院】

- リハビリテーション病院は、専門リハビリテーション医療の提供のほかに、先駆的なリハビリサービスの実施、医師研修等の普及啓発や地域支援のモデル的活動を担っています。
- 専門的なリハビリテーション医療は、一般的に採算性が低く、人材確保も困難など、病院運営上の課題を抱えています。

【心身障害者口腔保健センター】

- 心身障害者口腔保健センターは、都における障害者歯科診療の中心的な役割を果たしています。
- 近年では、障害者（児）施設における歯科診療の取組など、地域での診療体制も整備されてきました。
しかし、全身麻酔などを必要とする専門的な障害者歯科診療については、人材確保が困難であり、また人員配置や設備整備に見合った診療報酬が設定されていないことなどから、民間で専門機関を設置している例はありません。

【看護専門学校】

- 都立看護専門学校は、都内の養成定員の四分の一以上を輩出しており、都における看護人材供給源として一定の役割を担っています。
- 特に、民間看護専門学校では、卒業生の約7割が関連病院に就業している中で、都立看護専門学校の卒業生は、自前の養成施設を持たない中小規模の病院等にとって貴重な人材供給源となっています。
- 看護職員を取り巻く状況には、医療の高度化、医療安全の確保、適切な在宅医療の提供などの新たな課題への対応、介護・福祉等活動分野の拡大などが求められています。
年少人口の減少などを踏まえ、質の高い看護人材の育成や定員規模を含めたより効率的・効果的な運営のあり方を検討する必要があります。

【薬用植物園】

- 薬用植物園は、薬事監視の科学的根拠を提供することを目的に、薬用植物を収集・栽培する施設です。
- 健康食品の安全性の確保や脱法ドラッグの排除など、近年、薬事監視の重要性は高まっていますが、植物園で栽培している植物のうち、監視にかかる試験検査や研究に活用されるものは、限定されています。
- また、平成17年度の行政評価において、薬事監視のための試験検査・研究における植物栽培場の必要性を精査し、施設のあり方について、抜本的に見直すことが求められています。

医療施設については、民間の医療機関等との役割分担も踏まえ、業務内容や効率的な運営方法等について、検討を進めていきます。

リハビリテーション病院・心身障害者口腔保健センター

- 都立リハビリテーション病院については、地域支援のモデル的活動や地域の防災拠点病院としての役割を適切に担うなど、民間医療機関との役割分担を踏まえ、より効率的な運営方法について検討します。
- 心身障害者口腔保健センターについては、地域の診療機関等との役割分担を行い、専門診療に重点を置くなど、センターの担うべき機能やあり方を見直します。
- 検討結果を踏まえ、両施設とも、平成23年度からの第二期指定期間において、改革を実施します。

【21年度までの展開】

- リハビリテーション病院、心身障害者口腔保健センターとも、指定期間を踏まえ、平成21年度までにより効率的な運営方法等を検討し、第二期の事業者選定に活用していきます。

看護専門学校については、看護職員の需給見通しや民間施設での運営状況等を踏まえながら、都としての役割を果たすため、より効率的な運営を行っていきます。

看護専門学校

- 在宅医療や介護・福祉など、看護職員の活動分野の拡大や質の高い看護人材の確保も視野に入れた今後の看護需要、民間養成施設の実態などを踏まえ、都における看護職員の需給見通しの作成にあわせ、学校数や定員などの規模、機能、運営のあり方等について検討します。
- 設置者による運営が義務付けられているため、当面は、都が運営しますが、民間の力を活かした運営のあり方についても具体的に検討します。

【21年度までの展開】

- 平成19年度の東京都保健医療計画改定の際に行う、看護職員の需給見通しの作成にあわせて、看護専門学校の運営のあり方についても検討します。

薬用植物園については、行政評価結果も踏まえながら、そのあり方について見直していきます。

薬用植物園

- 薬用植物園については、平成17年度の行政評価結果も踏まえ、薬事監視のための試験検査・研究における栽培場の必要性を精査し、民間研究機関への委託等を含め、そのあり方について、抜本的に見直します。

【21年度までの展開】

- 試験検査・研究機能のあり方について、平成18年度中に検討し、具体的な方向性を策定した上で、条件が整い次第改革に着手します。